

## 開かれた鳥取県議会の更なる発展を目指して

「未来をぼくらの手で」鳥取本部  
グループリーダー 富井 篤弥 作成  
2015年度版レポート

### 導入

鳥取県議会は、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度の調査では、2012年と2013年には全国二位と評価され、2014年には全国一位と、日本の中で一番、議会改革度が高い県に選出された（議改調2012～2014）。それは、議会基本条例をはじめ、様々な議会改革への取組を行って来たことを広報やホームページなどのメディアで発信して来たからである。しかし、表面的には様々な議会改革を行っているものの、県議会の県民に対する対応や、改革に対する実際の取組に関しては問題点も多い。今後、鳥取県議会は築き上げて来た制度や政策を形骸化及び形式化しないためにも改善を遂行していかなければならない。以上のことにより、本稿では公に開かれた県議会（以後、特に注記がない場合はこれを鳥取県議会とする）の更なる発展を望み、現状や問題点、そして改善点について述べて行く。

### 目次

#### 導入

#### 第一章 開かれた県議会

#### 第二章 閉ざされた県議会

#### 第三章 改善への道筋

#### 締括

### 第一章

#### 開かれた県議会

鳥取県議会では、開かれた県議会を目指して、様々な取組をこれまで実施してきた。これは、平成十二年四月の地方分権改革一括法の施行によって、県議会の役割が大きく増したからである。地方分権化し、議会としての役割が増した事は、つまり県議会の責務がより重大になり、かつ民意を県議会に集中させる為に県民への信頼を獲得しなければならなくなった。ついては、県議会は議会審議の在り方や、その機能及び性質を改善し、県民の信頼を得る為に、自己改革を進めていく必要が出て来た。その事から県議会は、これまで、様々な開かれた県議会の取組についての政策を打ち出し、実施・施行を続けてきたのである。ここでは、県議会が県民からの信頼を得る為に行ってきた活動について説明し、また、それらの評価を行っていく。

## 第一節 開かれた県議会への変遷

戦後、多くの県議会では、定例会中の議会の傍聴が可能であり、鳥取県議会に関しても本会議の傍聴は出来た。だが、それ以外の広報活動については消極的であった。開かれた県議会に係る条例として初めて整備されたのは、平成七年十二月三十一日に施行された、「政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等に関する条例」であろう。この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）第七条の規定に基づき、鳥取県議会議員の資産等の公開に関し必要な事項を定めることを目的とした条例である。この条例の第五条の二項に「何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。」とあり、県民の請求に対し県議会は議員の資産等の情報を開示することを規約した条例であった。以上の様な条例が「開かれた県議会」形成のさきがけ法律となったのである。そして、本格的に開かれた県議会を形成すべく活動を始めたのは、平成九年の議会制度等に関する調査検討委員会（H9～11 調検委）のことであった。ここでは、県民に対する情報公開条例の制定に関する事項について調査及び検討された。これは後に、鳥取県議会情報公開条例となり、平成十二年三月二十八日に制定された。これは、地方分権一括法（注1）が施行される四日前のことであった。つまり鳥取県議会では、地方分権がスタートする前から「開かれた議会」に直接関係する条例の整備が進んでいたといえる。この情報公開条例の施行は平成十三年の四月一日からではあったが、これの施行によって、鳥取県民は県議会に対して、此れの保有する公文書の開示を求める事が出来るようになった。また平成二十二年の四月一日からは、鳥取県民関係なく開示請求が出来るように改善されている。この「情報公開条例」制定により、急激に「開かれた議会」への取組が加速していく。

同じく平成十三年の四月一日には、「鳥取県政務活動費交付条例（甲）」と「政務調査費交付条例（乙）」が施行された。（甲）では、鳥取県民は、議長に対し、前項の規定（注2）により保存されている収支報告書及び鳥取県議会情報公開条例（平成十二年鳥取県条例第五十九号）第八条に規定する非開示情報に係る部分を除いた証拠書類の写しの閲覧又は写しの交付を請求することができる、として政務活動費の収支報告書の閲覧が可能となった。また（乙）では、議長に対し、前項の規定（注3）により保存されている収支報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる、として政務調査費の収支報告書の閲覧が可能となった。さらに、この年の六月に、県議会は会議録検索システムを導入し、鳥取県議会ホームページに平成七年五月以降の会議録を掲載し始めたのである。この様に、開かれた議会への初期の取組は、書類の公開といった手段で行われてきた。本稿では、平成七年十二月から平成十三年五月までのこの期間を第一次鳥取県議会公開化とする。

次に開かれた県議会への施策が加速したのは、平成十八年のことである。県議会は、鳥取県情報ハイウェイを活用し、県内全てのケーブルテレビ局を通じた本会議の生中継を試みたのである。平成十八年の六月と九月の定例会では試験放送の実施を行い、その十一月

### 引用・参考文献・注

（H9～11 調検委）検討時期は平成9年9月から平成11年10月まで。当時県議会議長の諮問機関及び委員7人からなる。

（注1）地方分権一括法の正式名称は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」また、一部の法に関しては、その施行が前後している。

（注2）第8条 議長は、第5条第1項及び第6条第2項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類の写しを、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（注3）第8条議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書を、当該収支報告書の（以下上記注2と同じ条文）

の定例会では代表質問と一般質問のみではあったが本放送の実施を行った。そして、平成十九年の二月の定例会では開会閉会日を含めた全ての本会議を放送（注4）するに至ったのである。

また、県議会がホームページを利用して様々な情報発信を行い始めたのもこの時期である。少し遡るが、平成十五年の九月定例会からは県のインターネット放送局の導入に伴い、インターネットによる本会議の生中継及び録画中継を実施し始め、会議録が県議会ホームページに掲載されるまでの約二ヶ月間の期間に於いて、視聴が可能となった。そして、平成十七年の二月定例会からは、常任委員会及び特別委員会の会議録について県議会のホームページにて公開し始めた。さらに、平成十八年の七月からは、上記の委員会の県内外調査の概要について、同じくホームページで掲載を開始している。加えて平成二十年の九月からは委員会のインターネットによる生中継及び録画中継を行うようになった。情報通信技術の発達は、開かれた県議会を推し進めたのである。他にも、平成十九年の五月から議長選出の過程の透明化を図るために所信表明の機会を付与したり、鳥取県議会議会改革推進会議（H18～19鳥改推）を行い、議会広報の在り方や政務調査費などの議員活動に関する事項を議論したりしたのもこの時期に行われたことである。本稿では、平成十七年二月から平成二十年九月までのこの期間を第二次鳥取県議会公開化とする。

あわせて、県議会において「夏休み高校生議会」（注5）が開催されたのも、この第二次鳥取県議会公開化の平成十九年八月二十一日のことであった。

さて、鳥取県が第二次鳥取県議会公開化をしている間に、三重県議会では四十七都道府県の中では初となる、「三重県議会基本条例」が平成十八年の十二月二十日の本会議に於いて全会一致で可決された。三重県議会は、「本県議会は、分権時代を先導する議会を目指して、議会改革に積極的に取り組み、知事等への監視機能の強化や政策立案機能の充実等の議論を行い、議会改革推進のために、平成十五年十月には、本県議会の基本理念と基本方向を定める決議を行うなど、真摯に努力を重ねてきた」（三議基）と、条例の前文で述べ、平成十五年から、議会基本条例の制定を目標に活動をして来たことが窺える。さて、鳥取県に於いても、三重県議会基本条例可決の五年半後に県議会基本条例が可決されたが、これからそれまでに至る経緯を説明していく。

第二次県議会公開化の終了から三年後、再び県議会では開かれた県議会のために活動を再燃させ、さまざまな施策を打ち出すようになる。その大なる理由として、他府県の議会基本条例の相次ぐ制定がある。鳥取県議会に於いても、この県議会条例を制定すべく、鳥取県議会議会改革推進会議（H23～鳥改推）に於いて、議会基本条例に関する事項を本格的に議論し始めた。そして、平成二十四年の五月十一日から六月十一日まで県民にパブリックコメントを実施したのち、その年の六月定例会にて鳥取県議会基本条例は可決され、全国の都道府県の中で二十二番目に出来た議会基本条例となったのである。さらに、県議会では、県議会基本条例の趣旨に沿って、平成二十五年の二月定例会では、議員としての責務や遵守すべき行為規範などを定め、政治倫理の確立を図り、公正で民主的な県政の運営を行う

#### 引用・参考文献・注

（注4）現在県議会の本会議中継を視聴可能なケーブルテレビ局については、<http://www.pref.tottori.lg.jp/75936.htm> を参照。

（H18～19鳥改推）検討時期は、平成18年7月～平成19年3月まで。当時の県議会議長主宰で、委員十人からなる。

（注5）夏休み高校生議会の目的として高校生をはじめ県民に開かれた議会を推進するとあり、開かれた県議会を進めるための一環として開催された。

（三議基）平成十八年十二月二十日可決三重県議会基本条例の前文より引用

（H23～鳥改推）検討時期は、平成23年6月から。同じく議長主宰で委員十人からなる。（ただしH25の1月～9月まで八人の委員）

ために、「鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例」を制定した。平成二十四年と平成二十五年は県議会にとって、大改革の年となったのである。それだけではない。県議会は平成二十四年の六月定例会から「とっとり県議会だより」を創刊し始めたり、テレビ中継における手話通訳を実施したりするようになり、ますます開かれた県議会を形成するようになったのである。

平成二十六年以降は、開かれた議会に関する県議会の活動について際立ったものは見受けられないので、本稿では平成二十三年の六月から平成二十五年の二月までの一年八ヶ月を、第三次鳥取県議会公開化とする。

さて、県議会では、以上の様な変遷で議会の公開化をすすめてきた。「第一次鳥取県議会公開化」では、書類の情報公開を進め、「第二次鳥取県議会公開化」では、情報通信技術による公開化が進んだ。そして、「第三次鳥取県議会公開化」では、これまでの公開化への取組を持続させるために、加えて更なる発展を目指すために、議会基本条例や議員の政治倫理に関する条例を定め、今後の「公開化」を支える基盤となったのである。

## 第二節 取組についての評価

第一節では、開かれた県議会への変遷を見てきた。この節においては、これまで公開化の為に県議会がしてきたその取組の評価を行っていく。

### ・第一次鳥取県議会公開化

県議会最初の公開化は文書の公開が中心である。まず、資産報告書であれば、鳥取県議会事務局総務課に足を運び申請すれば閲覧が可能である。次に、政務活動費及び政務調査費の収支報告書は、「一、県内に住所がある方二、県内に所在する事務所又は事業所に勤務している方、三県内に所在する学校に在学している方、四県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」(閲覧可能者1)の条件を満たせば鳥取県議会事務局総務課にて閲覧可能である。そして、鳥取県議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド及び電磁的記録といった公文書の場合は、公文書開示請求書を提出するか、インターネットを利用して、開示請求することが可能である。公文書の場合は上記の二件とは違い、開示の可否が存在するため、何の受付もなしに事務局に足を運んでも公文書を閲覧することは出来ない。公文書の閲覧を希望する場合は、公文書開示請求書の提出または電子申請・届出の窓口にて開示請求の受付をまず済ませる必要がある。その後、県職員が開示の可否を決定し、請求者に通知をするので、その時に県から開示の許可が下りたら、公文書の閲覧が可能となる。文書について、公開を進めるために「政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等に関する条例」をはじめ、「鳥取県政務活動費交付条例」や「鳥取県政務調査費交付条例」、「鳥取県議会情報公開条例」を制定したことは開かれた県議会を形作っていく上では大変重要であり、その決定は大きく評価できる。しかし、収支報告書については、公開されたとは言っても(閲覧可能者1)より、未だすべての人々が閲覧できる環境が作られているわけではなく、さらなる公開化を進める必要がある。

引用・参考文献・注

(閲覧可能者1) 鳥取県公式ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/75931.htm> より引用

また、平成十三年六月に導入された会議録検索システムについても、どのような議会運営が過去になされたのかを県民が把握できるといった点については評価できる。平成七年五月以降の会議録から掲載しているというが、それ以前の会議録についてもホームページにて随時掲載して県民が閲覧できるような状態になることが望まれる。

#### ・第二次鳥取県議会公開化

次に情報技術を活用した二度目の公開化であるが、テレビ局においての本議会の放送は高く評価できる取組である。従来、県議会の傍聴は議会に直接行かなければ見られないものであった。議会を傍聴するためには県庁まで移動しなければならず、いくら議会傍聴を認めているとしても、開かれた議会には程遠かった。県議会は、これまでの来てもらうという受け身の姿勢から、自らメディアを介して県議会の中継をするという改革を行い、テレビやインターネット環境があれば、誰でも家から県議会を傍聴できるようにした。これは、「開かれた県議会」を大きく発展させた事例といえる。

もう一つ、この期間の公開化で行われた「高校生議会」についての評価を行う。高校生議会については第一節に於いても説明したが、この目的は開かれた県議会のアピールである。高校生が議員となり、知事や県執行部に質疑をするといったことを行うことによって、透明な県政が行われている事を示すといった取組であるが、これは評価できない。確かに、この高校生議会はインターネット及び、県内のケーブルテレビ局で生中継され、県民は高校生と知事及び県執行部の答弁を見ることができ、気軽に県議会の取組を認知及び理解できる機会とはなっている。しかし、高校生議会開催の目的を開かれた議会のアピールとするのは、高校生と大人の違いから県民の関心を引き寄せるといふ点では差別的な手段といえ、子どもの人権の面からみると宜しくない。本来は、高校生といった若い年代の意見や提案を県政に反映させることが正当な目的である。このことから県議会では高校生議会を利用した議会の公開化を進めていくことは、止めるべきである。今後は目的を、従来の「鳥取県の次世代を担う高校生に県政・県議会への関心を高めてもらう」（鳥高議）に加えて、高校生の意見や提案を県政に反映する、といったものにしていく方針をとっていく必要があるだろう。

#### ・第三次鳥取県議会公開化

制度の改革が進んだ第三次鳥取県議会公開化は、県議会基本条例に県議会議員の政治倫理に関する条例の二つが公開化の中心となっている。

まず、鳥取県議会基本条例であるが、本条例は全国の都道府県で二十二番目に可決された。本条例は、その目的を「地域における民主主義の進展と地方分権を推進すべく、公平かつ公正で透明性が高く、県民に信頼され分かりやすい議会を更に目指す」（鳥議基）として、開かれた県議会を進める目的を内包したものである。さて、本条例は全七章からなるが、その内容についても本稿では評価していく。まず、第一章は総則となる。目的と基本理念からなるが、これは多くの他の議会基本条例でも取り入れられている。特に、全国で十六番目の愛媛県議会基本条例（愛議基）と鳥取県議会基本条例を見比べてみると、その差がほと

#### 引用・参考文献・注

（鳥高議）鳥取県公式ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/239167.htm> より引用

（鳥議基）鳥取県議会基本条例前文より引用

（愛議基）愛媛県議会基本条例は平成二十三年の三月十一日に可決された。都道府県で十六番目の可決となった。

んどないことが見受けられる。第一条の目的では愛媛県が「この条例は、議会の基本理念を定め、及び議員の責務を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高め、及び地方分権の進展に対応した主体的な議会運営を確立するとともに、県民の負託に的確に応え、もって県民福祉の向上及び県政の発展に寄与することを目的とする。」(愛議基1)と綴られているのに対し、鳥取県議会基本条例では同第一条の目的で「この条例は、鳥取県議会(以下「議会」という。)の基本理念、議会の役割、議員の職務等を明らかにするとともに、議会と県民又は知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)との関係その他の議会の基本事項を定めることにより、県民の負託にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。」(鳥議基1)とあり、愛媛県議会基本条例と内容が被っている。

県議会基本条例の第二章に於いては、議会の役割及び機能が定められている。これに於いては、全国で六番目に可決された大分県議会基本条例(大議基)との類似点が多い。第三条の議決では大分県議会基本条例は「議会は、議決により、県意思を確定するものとする。」(大議基1)とあるが、鳥取県議会基本条例では「県または議会の意思」の違いのみである。また、大分県議会基本条例第五条の監視及び評価は「議会は、知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)の事務執行が適正かつ公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう促すものとする。 2 議会は、知事等の事務執行の効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な対応を講ずるよう促すものとする。」(大議基2)とあり、鳥取県議会基本条例は第四条に関し及び評価の条文があるが、内容は、「議会は、知事等の事務執行が適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているか監視するものとし、必要と認める場合には、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。 議会は、知事等の事務執行の効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、適切な対応を講ずるよう求めるものとする。」(鳥議基3)とありかなりの一致が見られる。加えて政策立案及び政策提言では、大分県議会基本条例が第四条で「議会は、議員提案による条例の制定、決議等を通じて、独自の政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。」(大議基3)とあるのに対し、鳥取県議会基本条例の第五条では「議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策立案及び知事等に対する政策提言を積極的に行うものとする。」とありこれもまた被っている。

県議会基本条例の第三章は議員の役割及び活動である。これに於いては、第九条で議員の職務を七項目綴り、その職責について述べており、独自の条文がいくつか見られる。

続いて、第四章では議会と県民との関係となっている。これに於いては、他の都道府県議会基本条例に於いては、「県民と議会との関係(兵庫県議会)」や「県民との関係(愛媛県議会)」という形で述べられている。これに於いても、鳥取県議会基本条例は他の前例と類似した条文がいくつか見られる。例えば、県議会基本条例の第十四条の二にある陳情や請願の取り扱いについて「議会は、県民から請願書又は陳情書が提出されたときは、誠実に処理するものとし、必要に応じて、県民の意見を聴く機会を設けるものとする。」(鳥議基4)

---

引用・参考文献・注

(愛議基1) 愛媛県議会基本条例第一条より引用

(鳥議基1) 鳥取県議会基本条例第一条より引用

(大議基) 大分県議会基本条例は平成二十一年の三月二十六日に可決された。全国の都道府県で六番目の可決となった。

(大議基1) 大分県議会基本条例第三条より引用

(鳥議基2) 鳥取県議会基本条例第三条より引用

(大議基2) 大分県議会基本条例第五条より引用

(鳥議基3) 鳥取県議会基本条例第四条より引用

(大議基3) 大分県議会基本条例第四条より引用

(鳥議基4) 鳥取県議会基本条例第十四条の二より引用

とあるが、他の前例に於いても、「請願及び陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、誠実に処理すること（奈議基）」や「議会は、請願、陳情等があったときは、誠実に処理するものとする。（愛議基2）」「県議会は、県民から提出された請願及び陳情を、県民の政策提案と受け止め、必要に応じて、県民の意見を聴く機会を設けることができる。（神議基）」とどれも類似した条文となっている。

第五章では議会と知事等との関係が条文となっている。これに於いても、県議会基本条例は知事等との関係の基本原則が定められている第十七条で「議会は、地方自治における二元代表制の一翼として、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、対等であり、かつ、緊張ある関係を保ちつつ、県民福祉の向上及び県勢の発展のため、議会の役割及び責務を果たすものとする。」（鳥議基5）とあるが、これも前例を参考にした条文作成を行っていると思われる。例えば、愛媛県議会基本条例の第十五条では「議会は、二元代表制の下、知事等との立場及び機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、自らが持つ機能を遂行しなければならない。」（愛議基3）と綴られていることや、全国で四番目の県議会基本条例可決となった神奈川県議会基本条例（神議基1）の第十三条に於いても「県議会は、二元代表制の下、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、対等かつ緊張ある関係を保持しながら、第8条第1項各号に掲げる役割を果たすものとする。」（神議基2）と制定されており、県議会基本条例と類似点が多いことが分かる。

そして、第六章に議会事務局等と県議会基本条例は条文を綴っている。これに於いては県議会基本条例の第十八条には「議会は、監視、政策立案等の議会の機能を発揮し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備を図るものとする。」とあるが、奈良県議会基本条例（奈議基1）の第二十一条には「議会は、議会運営を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。」（奈議基2）とあることや、愛媛県議会基本条例の第二十四条に「議会は、その政策立案及び政策提言に関する機能を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。」（愛議基3）としてこれもまた、県議会基本条例との一致点が多い。この章の後は第七章の補則と続いている。

このように、鳥取県議会基本条例の制定は前例を参考または模造して制定したことが判明した。県民に合わせた県議会基本条例を制定したことは鳥取県議会議会改革推進会議の議論内容からも窺えるが、実際の条文は他の都道府県の議会基本条例を摸写したものであり、独創性独自性の視点から評価すると宜しくない。また、昭和三十一年九月十九日に制定された鳥取県議会会議規則と県議会基本条例の違いを明確に出来ていない点を見ると、この県議会基本条例の有用性や活用性については効力が薄いといえる。

鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例については、「県民の厳粛な負託を受け、県民の税金の使途を決定する我々議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位及び品格と識見を養うよう努め、その職責を全うしなければならない。」（鳥政倫）とあり、

---

引用・参考文献・注

- （奈議基）奈良県議会基本条例第十条の二より引用      （愛議基2）愛媛県議会基本条例第十条の二より引用  
（神議基）神奈川県議会基本条例第十一条の三より引用      （鳥議基5）鳥取県議会基本条例第十七条より引用  
（神議基1）神奈川県議会基本条例は平成二十年十二月二十六日に可決された。全国の都道府県で四番目の可決となった。  
（神議基2）神奈川県議会基本条例第十五条より引用  
（奈議基1）奈良県議会基本条例は平成二十二年十一月三十日に可決された。全国の都道府県で十三番目の可決となった。  
（奈議基2）奈良県議会基本条例第二十一条より引用      （愛議基3）愛媛県議会基本条例第二十四条より引用  
（鳥政倫）鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例の前文より引用

県議会議員としての役割と責務について条例化して議員自らを律し、県民との信頼構築を進めることは評価できる。

以上が開かれた県議会への取組の評価である。全体的な評価としては、県議会は全国の都道府県に先立って公開化を進めてきた訳ではなく、他の自治体の公開化について良い政策を取り入れているのが現状であり、独創性や創造性に欠けることが指摘できる。情報公開条例についても、昭和五十七年に埼玉県と神奈川県でその前身となる情報公開手続きに関する条例を定めており、鳥取県議会はこの十八年後になって制定した。近年は議会改革度がトップの県に選出されているものの、それは急速にこれまでに実施して来なかった議会改革を沢山行っているからであり、県議会は公開化の為にやるべき政策は多くある。

次の章では制度や政策の急速な公開化に追いつけなかった県議会の体質及びパラダイムを「閉ざされた県議会」という題目で論じていく。

## 第二章 閉ざされた県議会

前章で開かれた県議会への取組を説明し、評価してきた。県議会では地方分権改革一括法制定以来さまざまな施策を行い、公開化を速やかに進めてきた。しかし、県議会の体質やパラダイムは公開化の流れに乗れていないのが現状である。ここでは閉ざされた県議会についてその実態を三つの項目に分けて述べていく。

### ・公開の不十分

県議会では公文書や政務活動及び調査費、資産等報告書の公開を行っている。まず、政務活動及び調査費や試算等報告書については県議会事務局で受付を行えば閲覧できるという事について、本稿では県議会を信頼する。一方、公文書の公開については公開の実態が不透明であることが指摘できる。前章に於いて、開示請求の手続きの流れを説明し、公文書については開示の可否があることを述べた。

公文書についてはこのように、公開拒否という決定があるため、公開拒否に関して請求者が承服できない場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てを行い、議長からの諮問に応じて、開示・非開示の可否を鳥取県議会情報公開審査会にて審議することが出来る。これまで、鳥取県議会情報公開審査会にて審議された案件は一件で、「① 全議員の平成23年度政務調査費出納簿、国外報告書県全議員の平成23年度政務調査費出納簿、国外報告書県全議員の平成23年度政務調査費出納簿、国外報告書県報告書、政務調査活動自車使用記録簿及びこれらに類する② 全議員の平成21年度から23における政務調査費補助関す一切資料」(答申1)の公文書開示を求めたもののみであるが、これについては部分開示の判断がなされている。このように県議会情報公開審査会の答申を公開することは評価できる。しかし、鳥取県は公文書の開示請求について、請求された数やまた開示に関しての可否の動向を公開していない点については不透明であるといえる。



## ・陳情及び請願に於ける手続きや公開の不透明及び不十分

県議会では陳情と請願を受け付けている。議員の書名のある請願については提出した場合は必ず審議にかけられるが、陳情を提出した場合は請願とは異なった扱いをされているのが現状である。それについては、鳥取県のホームページを閲覧（注6）しても、陳情と請願の扱いの違いを知ることは出来ない。では、陳情はどのような扱いであるのかをこれから説明していく。

県議会の場合、陳情は議会事務局に渡ると、次に県議会議長に渡される。県議会議長は陳情を上程するか否かの決定権を持っており、議長が上程すると決定すれば、請願と同様に委員会に付託され審議される。一方で上程の拒否を決定した場合は、その陳情は審議されない。これは鳥取県議会会議規則の第八十五条「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」（鳥会規）が根拠である。

しかし、前述したように、県のホームページの陳情や請願に関する項目のページでは陳情と請願の手続きに関することが公開されておらず、双方とも同等の扱いをしているような印象を与えている。これについては手続きに関することの不透明を指摘できる。

また、陳情については上程拒否という選択も多いのが実態で、判明している所では、平成二十六年九月定例会で提出された陳情三通のうち二通が上程拒否、十一月定例会で提出された陳情三通のうち全てが上程拒否、平成二十七年二月定例会では提出された陳情五通のうち三通が上程拒否となっている。この上程拒否の多さについては、県民の意見を取り入れないという意味で「閉ざされた議会」と言える。

加えて、上程されなかった陳情に関しては公開されず県民の目に触れないことも実態である。県民がどのような陳情を提出したのか、なぜ上程拒否という決定をしたのかを公開しないことは県議会の閉ざされた点であるといえる。

## ・公開化に於ける議会と県民とのコミュニケーションの不十分

県議会では、ケーブルテレビを使用したり、県議会便りを作成したりして議会の公開化を進めている。しかし、それは一方向の発信であることが多いため、今後、県議会では双方向型の公開化を進めていくことが求められる。その解決手段の一つに議会報告会と言うものがある。議会報告会とは「市民に開かれた議会を目指し、議会活動の報告・説明を行うとともに、行政の課題について市民と議員が情報や意見を交換する場として開催するもの」（桑名議）で、議会は活動報告を行いながら、県民の意見を公聴するという双方向型の公開化の手段といえる。

県議会では、県主催の議会報告会を行っていない。報告会は各会派や個人が独自に行っているのが実態である。行政が主導となって議会報告会を行っている都道府県は、神奈川県（神県報）や兵庫県と少ないものの、県主催の議会報告会をこれから開催していくことは前述した内容より、重要である。

まず、現状の各会派や個人が独自で行う議会報告会では、各支持母体の参加が中心で、

## 引用・参考文献・注

- （注6）鳥取県公式ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/75934.htm> を参照  
（鳥会規）鳥取県議会会議規則第八十五条より引用  
（神県報）<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/gikai/p673300.html> を参考  
（桑名議）<http://gikai.city.kuwana.lg.jp/contents.php?id=35> より引用、再編集

支持とは関係なしに不特定多数の県民に、客観的な視点で議会の状況を把握することは難しい。これは、どの各会派も自らの主張や立場、利益を中心に報告を進めていくことが理由である。そのことから、行政は各会派や個人の議会報告会を開かれた議会の活動の一環として認識してはならない。

県レベルの議会は、他の市町村の地方議会と比べても、距離が遠く、その活動が分かり辛い問題がある。一方向で情報を発信することは勿論大事であるが、真に県民が求めている情報や開かれた議会の在り方は実際に対面のコミュニケーションを行わなければ分からない。よって、真に開かれた議会とは県民の意見を公聴する姿勢が出来てこそ、形作られるものなのである。

以上の三つの点が、鳥取県議会の閉ざされた点であり、即急な改善が必要とされる。どれに於いても、目立つような問題ではないものの、鳥取県議会の体質やパラダイムを表している。公文書の情報公開の実態の公開や陳情書の提出状況や上程に於ける情報公開をしないこと、加えて県議会報告会を行っていない点は、県民に自らの利益になる情報だけを取捨選択し発信するという利己的な体質、パラダイムがはっきりと見える所である。これから県議会は謙虚な姿勢で公開化を進め、閉ざされた点を減らしていく施策の展開が必要である。

### 第三章 改善への道筋

第一章及び第二章より、県議会の実態を把握したところで、今後の改善の道筋を第四次鳥取県議会公開化への行動計画として述べていく。

これまでの公開化は、文書の公開から始まり、情報技術を駆使した公開、そして制度を作る事による公開の変遷を経てきた。では、次は何を軸にして公開化を進めて行くべきであろうか。第四次鳥取県議会公開化は双方向型の公開を焦点に施策を展開するのが妥当である。もちろんこれまでの公開化を見直し、改善していく事もまた必要である。

#### 1. 鳥取県議会報告会の開催

一年に一回程度、鳥取県主催の議会報告を行うものである。もちろんこれは、議会報告会を議会における広報広聴の機能として運用させるものであるが、ただ単にこれまでの議会活動を報告すれば良いと言うものではない。議会報告会は広報と広聴を両立させて行うことが重要である。つまり、広報をした後に県民の意見聴取を行うことで、県民が知りたい議会活動について把握できる機会が設けられていることが特徴だ。この議会報告会のねらいとしては議会と県民の双方向のコミュニケーションを通すことによって県政の透明化と信頼獲得を図るものであり、また議会や議員は県民の意見を聴取することによって、今後の議会運営及び活動をより意義あるものにしていくというものである。

そして、この鳥取県議会報告会を継続的に実施するために、鳥取県議会基本条例の第十六条の二に議会報告会に関する新たな条文を制定することが求められる。新たな条文の例

としては以下の通りである。

○第十六条の二 議会は、必要に応じて議会報告会や特定の課題に関する委員会等を活用して、県民に対し、広報及び公聴活動を行うものとする。

このように条文化し、議会報告会を慣習化することによって、更に県議会は県民から信頼され、県の最高議決機関としての役割を全うできる。

これが第四次鳥取県議会公開化の核となる。そして、以下は現制度の改善を求める内容である。

## 2. 傍聴者アンケートの実施

任意の傍聴者に対して、議会の傍聴に関するアンケートに答えてもらい、今後の議会傍聴制度や議会運営に関する意見を受け付けるものである。

## 3. 陳情や請願の取り扱いについての改善

第二章でも述べたが、現状として陳情と請願の取り扱いについて、その手続きの違いを県のホームページでは表示していない。よって、陳情と請願の取り扱いについてホームページ上の加筆を行う必要がある。また、上程されなかった陳情についても原則公開とし、議長の上程拒否理由を加えたものをホームページに掲載すべきである。県民がどのような陳情を提出したのかを他の県民が把握できるような環境を整えることも、公開化に於いては重要である。

## 4. 公文書の公開状況を公開

どのような公文書が公開され、また公開拒否となったのか、その状況を県議会は公開すべきである。

## 5. 鳥取県議会高校生議会の目的の変更

第一章の第二節にて述べたとおり、開かれた県議会のために開催するのではなく、若年層の県政の意見を取り入れるために高校生議会開催の目的を変更すべきである。

## 6. 収支報告書についての公開規制の撤廃

収支報告書を閲覧するためには「1、県内に住所がある方2、県内に所在する事務所又は事業所に勤務している方3、県内に所在する学校に在学している方4、県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体（閲覧可能者1）」という制限があるが、更なる公開化のためにこれも撤廃すべきである。その為には、鳥取県政務活動費交付条例の第八条の二「次に掲げるものは、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書及び鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条に規定する非開示情報に係る部分を除いた証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）の閲覧又は写しの交付を請求することができる。（1）県内に住所を有する者（2）県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者（3）県内に所在する学校に在学する者（4）県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」（鳥政活）の条文と鳥取県政務調査費交付条例の第八条の二「次に掲げるものは、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。（1）県内に住所を有する者（2）県内に所在する事務所

引用・参考文献・注

（鳥政活）鳥取県政務活動費交付条例の第八条の二から引用

（鳥政調）鳥取県政務調査費交付条例の第八条の二から引用

又は事業所に勤務する者(3)県内に所在する学校に在学する者(4)県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」(鳥政調)の条文を廃止して以下の様な条文に変更する必要がある。

●政務活動費交付条例第八条の二

「何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書及び鳥取県議会情報公開条例(平成12年鳥取県条例第59号)第8条に規定する非開示情報に係る部分を除いた証拠書類の写し(以下「収支報告書等」という。)の閲覧又は写しの交付を請求することができる。」

●政務調査費交付条例第八条の二

「何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。」

以上の様な閲覧規制のない条文に変更し更なる公開化を進めていくことが求められる。

上記六項目のことについて、県議会は第四次鳥取県議会公開化として政策を展開することが、開かれた鳥取県議会をより強固なものにしていく。これは結果として、県民の信頼や信用、そして県民の県政への参加が加速することに結びつくのである。

### 締括

本稿では鳥取県議会の公開化についての歴史と現状を調査した上で、改善点を指摘した。今回のレポートでは公開化の範囲や定義を行わずに作成したため、いささかまとまりのないものとなってしまった事が問題である。公開化についての範囲は鳥取県公式ホームページの開かれた議会(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=87660>)とした。また、このページになくても、県が公開化を目的とした活動として公にしている場合はそれについても公開化の取組として調査した。

仮に第三章で示した改善を実施したとして、県議会の公開化は終わるわけではない。その後も新たな課題が浮上することは確かである。今後も県議会の動向を観察していくと共に、第四次鳥取県議会公開化がどのような展開を見せるのか注視していきたい。